

第2章 自然と共に生きることができる環境の実現

第1節 生物の多様性の確保

(1) 野生動植物の生息・生育状況調査

自然界の多様な野生生物は、それぞれが有機物の生産、消費、分解などの役割を担いながら、互いに網の目のような関係を結んで、生態系の循環システムを形づくっており、生物の多様性は自然環境の豊かさの指標ともなっている。しかし、近年では、開発や乱獲、環境汚染など様々な人間活動により、生物の多様性が急激に減少している。

ア 自然環境保全基礎調査

県では、環境庁の委託を受けて、昭和48年度以降、自然環境保全基礎調査を継続して実施しているが、平成6年度からは、生物多様性保全のための基礎資料とするため、野生動植物の分布概況および「特に生存基盤が脆弱で、減少傾向にある種」について詳細な分布と生育状況の調査を行っている。

イ 自然環境管理計画

県では、昭和60年度に貴重な動植物、特異な地形地質、すぐれた景観等の分布状況等を取りまとめた「みどりのデータバンク」を作成し、自然保護行政や環境アセスメントの基礎資料として、活用を図ってきた。しかしながら、作成後10年余が経過していること、身近な自然環境の保全、生物多様性、種の絶滅、保存といった新たな課題に対応する必要があること等の理由により、平成4年度から10年度の予定で、新たに「自然環境管理計画」の策定を進めている。

「自然環境管理計画」では、「みどりのデータバンク」のデータの更新を行うとともに、本県の自然環境の特性、保護、保全すべき動植物・地形等、保全上配慮すべき事項等を取りまとめることとしている。

ウ 大型野生動物生息動態調査

平成5年度から8年度まで、ツキノワグマを対象とした大型野生動物生息動態調査を実施した。ツキノワグマは、その生息密度、繁殖率が低いことから、生息環境の減少・悪化や狩猟、有害駆除等の捕獲による生息個体数への影響を受けやすく、四国と九州の全域および本州の一部の個体群は絶滅もしくは絶滅の危機に直面している。

平成8年度に取りまとめられた調査結果によれば ①本県のツキノワグマの生息個体数は600±200頭 ②その個体数の変化は、嶺北地方では横ばいの傾向にあること、嶺南地方では減少傾向にあり、独立個体群を維持するレベルを下回っている可能性があること等が明らかになっている。

(2) ビオトープのネットワーク形成

ビオトープは「野生生物の生息空間、生物の回廊」等と訳され、多種類の動物・植物が一つの生態系を構成し、共同体として生息・生育できる、あるまとまりをもった環境を意味してい

る。生物の多様性を高めていくためには、こうした「ビオトープ」のネットワークの形成を図ることが重要であり、今後、技術的手法に関する調査・研究を行うとともに、生き物の生息・生育環境に配慮した河川・緑地の整備、昆虫類の食樹・食草、鳥類が好む実のなる木の植栽などを進めていく。

(3) 絶滅の危険性の高い種の調査、生息・生育環境の整備

ア 希少野生動植物種保護増殖事業（ヤシャゲンゴロウ）

ヤシャゲンゴロウは本県の今庄町の夜叉ヶ池にのみ生息し、絶滅のおそれが高いことから、平成8年1月に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく国内希少野生動植物種に指定された、その生態等については未知の部分が多く、生息状況、生息環境等に関する基礎資料の収集が不可欠であることから、平成8年度より本種の生態や生息環境に関する調査研究を行っている。

イ 希少野生生物種保存事業（イヌワシ）

国内希少野生動植物種（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）、天然記念物（文化財保護法）に指定されている希少猛禽類であるイヌワシについては、本県においても生息環境の悪化が指摘されており、平成2年度から6年度まで生息状況の調査を行った。

その結果、当初の推定個体数より少ない12～20羽の生息しか確認されず、生息および繁殖状況から、今後もさらに個体数が減少していく可能性が高く、継続的な調査検討が必要であることが確認された。

このため、平成8年度より、生息地ごと繁殖状況、繁殖失敗原因の推定、繁殖成功に必要な餌動物量の推定などについて詳細な調査を行い、保護対策の検討を行っている。

(4) 鳥獣保護および狩猟

ア 鳥獣保護区、休猟区等の設定

野生鳥獣の保護と狩猟の適正化を図るため、鳥獣保護区、鳥獣保護区特別地区、休猟区、銃猟禁止区域を設定している。（表2-6-2）

これらの設定は「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」に定める鳥獣保護事業計画に基づき毎年度行っており、平成8年度においては第8次鳥獣保護事業計画（平成9年度から13年度）を策定した。

イ 狩猟

狩猟をするためには、知事の行う狩猟免許試験に合格し、狩猟免許を取得した後、狩猟をしようとする場所を管轄する都道府県知事の狩猟者登録をすることが必要である。

平成8年度の狩猟免許交付状況、狩猟者登録証交付状況および狩猟者による鳥獣捕獲数は、表3-2-1～3のとおりである。

表 3-2-1 狩猟免許交付状況（平成9年3月31日現在）

免 許 区 分	交 付 数
甲種（網、わな）	1 5 9
乙種（散弾銃、ライフル銃）	8 9 4
丙種（空気銃、ガス銃）	1 1 3
計	1, 1 6 6

表 3-2-2 狩猟者登録証交付状況（平成8年度）

登録区分	県内者	県外者	計
甲 種	8 9	3 2	1 2 1
乙 種	7 4 3	8 2 7	1, 5 7 0
丙 種	6 4	0	6 4
計	8 9 6	8 5 9	1, 7 5 5

表 3-2-3 狩猟者による鳥獣捕獲数（平成8年度）

鳥類名	捕 獲 数	獣類名	捕 獲 数
カモ類	7, 9 0 3	イノシシ	1, 1 8 9
スズメ類	2, 8 0 2	オスジガ	1 4 3
キジ	2, 5 3 2	ノウサギ	6 4
ヤマドリ	1, 5 5 4	タヌキ	3 6
カラス類	1, 0 8 7	クマ	3 1
キジバト	6 6 8	キツネ	2 5
ヒヨドリ	1, 0 4 0	テン	1 2
ムクドリ	6 4	アナグマ	1
シギ類	6 0		
コジュケイ	6		
ウズラ	2		
バン	1		
計	1 7, 7 1 9	計	1, 5 0 1

狩猟者により捕獲される鳥獣のうちでは、特にイノシシが近年著しく増加しており、生息数の増加を一要因とする農林業への被害が拡大しつつある。

鳥獣の違法捕獲等の法令違反の取締りについては、関係機関と連携し、違反・事故の根絶に努めているが、特に、カスミ網による密猟については、ヘリコプターによる空からの監視を行っている。

また、狩猟鳥の保護増殖のため、人工飼育されたキジを鳥獣保護区および休猟区に標識を付けて放鳥するとともに、放鳥効果測定のための生息状況等の追跡調査を行っている。

ウ 有害鳥獣の駆除

鳥獣による農林水産業、生活環境への被害を防止するため、被害者等の申請により、有害鳥獣駆除許可証を交付し、適切な駆除に努めている。従来、この許可については知事の権限となっていたが、できるだけ速やかに駆除が行えるよう平成9年4月1日から市町村長に権限を委譲した。（但し、クマについては人または家畜に危害を及ぼすおそれのある場合に限る。）

（表3-2-4）

表3-2-4 有害鳥獣捕獲許可による鳥獣捕獲数（平成8年度）

鳥 類 名	捕 獲 数	獣 類 名	捕 獲 数
カモ類	1 6 9	クマ	3 8
カラス類	2, 2 9 0	イノシシ	5 7
ドバト	1 1 9	サル	2 2 0
その他	9 9		
計	2, 6 7 7	計	3 1 5

第2節 多様な自然環境の保全と回復

1 貴重な自然の保全

(1) 自然環境保全条例に基づく保全

自然環境保全地域、自然公園、保安林、都市公園、市街化区域、用途地域および風致地区等の区域以外における一定規模以上の開発行為は、福井県自然環境保全条例に基づき事前に届け出ることが義務付けられている。届出を要する行為は、宅地の造成、ゴルフ場、スキー場、遊園地またはキャンプ場の建設、水面の埋立てまたは干拓および土地の開墾その他土地の形質の変更で、一団地の土地の総面積が1ha以上の行為である。

これらの行為に対し、県は、自然環境の保全のために必要があると認めるときは、助言または勧告をすることができる。

平成4年度から8年度までの5か年間の届出（国・地方公共団体の通知を含む。）状況は、表3-2-5のとおりである。

表3-2-5 その他の地域における届出状況

年度	宅地造成		ゴルフ場建設		事務所等用地造成		土石採取		そ の 他		計	
	件	面積ha	件	面積ha	件	面積ha	件	面積ha	件	面積ha	件	面積ha
4	1	10.3	1	135.6	2	8.3	0	0.0	1	2.3	5	156.5
5	10	35.6	0	0.0	4	10.0	5	15.5	4	111.0	23	172.1
6	4	5.9	0	0.0	2	2.0	2	37.7	7	33.5	15	79.1
7	4	45.3	0	0.0	3	14.7	4	34.8	1	9.3	12	104.1
8	4	7.3	0	0.0	4	17.8	4	35.9	2	8.6	14	69.6

(2) 自然公園区域の拡大、自然環境保全地域の指定

自然的条件やそれを取り巻く社会的条件により自然公園の景観が変化したときは、適切に公園区域を見直していく。その際には、既に市街化が進んでいる地域については公園区域から除外するとともに、現公園区域に隣接して比較的良好な自然環境が残されている地域は自然公園区域に含めて、自然公園の質的向上に努める。

また、近年の都市化の進展、産業活動、観光開発などにより改変されつつあるすぐれた自然を後世に残すため、法的保護手段が講じられていない地域を自然環境保全地域に指定し、保全するよう努めていく。

(3) 自然環境保全のための土地の買上げ等

県では、昭和53年、平成元年の二度にわたり、大野市上打波の刈込池周辺（白山国立公園の第一種特別地域内）268.3haを買上げ、すぐれたブナ林を保全するとともに、解説板等を設置し、自然とのふれあいや自然学習の場としての活用を図っている。

こうした取組みは、近年では県下の市町村でも徐々に行われつつあり、平成8年度には、大野市が平家平のすぐれた自然環境を保全するため、196haを買い上げている。

また、池河内湿原は、県内でも傑出した貴重な自然環境を有しており、福井県自然環境保全地域に指定されている。県では、この貴重な湿原を保全するため、管理用木道（604m）を整備するとともに、地元区に水路の草刈り等の管理を委託している。

なお、管理用木道は昭和62年度から平成2年度にかけて整備され、巡視や自然観察等のために利用されてきたが、積雪による破損・沈下等が発生し、危険な状態となったため、平成7年度から3年計画で復旧工事を行っている。

2 森林資源の保全・整備

(1) 多様な森林整備

森林は、木材の供給をはじめとして、県土の保全、水資源の涵養、生活環境の保全・形成、保健休養の場の提供など県民生活に密接な関わりを有しており、こうした森林の多様な機能を発揮するためには、適正な森林の保全・整備が不可欠である。

このため、造林事業等により保育・間伐の推進をはじめ、複層林施業や天然林施業等を通じた保水能力の高い森林の育成・整備など、多様な森林整備を推進している。

(2) 保健保安林等の指定とその保全・管理

県内の民有林には平成9年3月31日までに9種類の保安林が指定されているが、このうち水源かん養保安林が85,874ha、干害防備保安林が405ha、保健保安林が9,767ha指定されている。

水源かん養保安林：落葉、落枝、林地土壌の作用によって、豪雨時・融雪時等の増水時に洪水ピークを下げる洪水調節機能と、渇水時の流量を平常の状態に近づけさせる機能を有し、洪水の防止および水資源の確保に資するために指定
干害防備保安林：降雨を地下に浸透させ徐々に流下させる渇水緩和機能により、局所的な用水源を保護するために指定

保 健 保 安 林：森林による気象条件の緩和、塵埃、煤煙等の濾過作用等および市民のレクリエーション等の保健、休養の場として、生理的、心理的効果により公衆の保健・衛生に資するために指定

今後は、これら既存の保安林がその機能を高度に発揮するために適正な保全・管理を推進するとともに、国の第5期保安林整備計画等に基づいて、保安林の指定を進める。

(3) 採石跡地等の緑化

砕石および石材等は、社会資本の整備に必要な基礎資源の一つとして位置付けられている。しかし、その原料である岩石・砂利の採取に当たっては、大規模な森林開発を必要とする場合が多く、森林の保全との調整が重要となっている。

県内では、25か所あまりの露天掘の岩石採取場が現在稼行中であり、その他にも、同様の露天掘で採掘を実施している5か所のけい石および石灰石鉱山が存在し、ともに山腹付近での作業が中心であるため、周辺の森林環境との調和が大きな課題である。これらの採取に当たっては、岩石については採石法に基づく都道府県知事の認可、鉱物については鉱業法に基づく通商産業局長の認可が必要となっており、それぞれが認可を受けた事業計画をもとに操業している。

自然環境の保全、森林緑地の回復および崩壊防止を図る上で、岩石や鉱物の採取跡地の緑化は重要であることから、事業者は、事業計画に沿って、採掘終了後の緑化工をはじめ、採取中であっても、最終残壁の仕上げと並行して順次緑化を実施している。県としても、採石跡地の緑化が促進されるよう、巡回パトロールなどを通して、鉱物採取業者の指導・監督を行っている。

3 農村環境の保全

(1) 農村がもつ環境保全機能を考慮した農村の環境整備

農村の生産、生活環境を向上させ、憩いの場と環境保全機能を兼ね備えた水と緑および農村特有の自然景観を保全・創造していくことは、地域住民のみならず農業農村に接する機会を求めている都市住民に対しても極めて重要である。

このため、中山間地域総合整備事業、農村総合整備事業、農業集落排水事業、水環境整備事業等の事業の実施により、豊かな緑・水・ゆとりある空間といった農村地域の良さを活かした農村づくりを進めている。

(2) 多様な生物が生息・生育できる農業用排水路の整備

農村地域の景観の形成、親水機能の発揮等のほか、生態系の保全、回復を図るため、水辺の動植物の生態に配慮し、魚介類・水生昆虫・水鳥等多様な生物が生息と再生を繰り返せる護岸や水路の整備を進めている。

4 水辺環境の保全

(1) 生態系や親水性、景観等に配慮した工法の推進

河川改修や河川環境整備事業の実施に当たり、生態系や周辺の利用状況に配慮するため、自

然石の利用など自然を活かした川づくりに努めるとともに、親水性が確保できる施設の整備を進めている。平成9年度の施行例は、次のとおりである。

施 工 河 川	内 容
魚見川（上流）	・河床の掘削により流下能力の確保を図るとともに、現況の生態系を復元し、魚介類の生息環境を確保
一乗谷川	・特別史跡「一乗谷朝倉氏遺跡」を貫流する区間について、ふるさとの川整備事業の認定を受け、「戦国の川の再現」をめざして発掘された石を採用するなど、史跡公園と一体的な整備を推進
日野川（南条）	・自然とふれあえる河川をめざし、河川敷に手軽に降りていけるような親水性のある護岸の整備を推進

(2) 水生生物の生息に必要な水の流れの確保

市街地等を流れる中小河川では、コンクリートの護岸に覆われ、また、水深も浅いことから、自然環境が損なわれ、水質も悪化している区間がみられる。このような区間では、河道内に低水路の設置を行い、自然な河岸や瀬と淵を創出し、良好な河川環境を再生することが試みられており、水質が悪くまた水深が浅いため、ユスリカの温床となっている福井市の狐川では、低水路を設け、水深や流速の確保を増大させることにより、自然浄化機能の回復と魚が泳げる水深の確保を図っている。

(3) 身近な水辺空間や階段護岸等の河川・海岸保全施設の整備

海岸保全施設は、本来、国土の保全を目的に整備されるものであるが、近年、レジャー指向が強まり、河川や海岸も重要な余暇空間として位置付けられるとともに、海岸には各種の海洋生物が生息していることから、海岸に配置される施設についても、環境に対する配慮が求められている。

海岸とその周辺をよりよい環境として維持・保全していくため、小浜漁港海岸などでは、高い堤防や波返し、消波ブロックなど、陸域から海岸へのアクセスの障害になる構造物は極力廃し、緩傾斜護岸や階段工等の設置等を進めることによって、水辺空間を身近に実感できるよう配慮している。

また、海岸に生息する生物が、保全施設の設置によって生息環境を脅かされることがないよう、生態系の保全に資するため、海岸環境の多様性に配慮した保全計画を推進することとしている。（表3-2-6）

表3-2-6 景観に配慮した海岸保全事業

漁港海岸名	事業主体	H 8 実施内容	H 9 計画内容
坂尻漁港海岸	美 浜 町	-----	緩傾斜護岸 L=128.0m
糠 漁 港 海 岸	河 野 村	人工リ-7 L=40.0m 突堤 L=15.0m	突堤 L=15.0m 階段工 1.0式
小浜漁港海岸	福 井 県	養浜 L=87.0m 突堤 L=40.0m	養浜 L=66.5m
高浜漁港海岸	福 井 県	突堤 L=6.0m	突堤 L=25.0m
鮎川漁港海岸	福 井 市	-----	階段工 1.0式
鮎 川 海 岸	福 井 県	-----	人工リ-7 L=40.0m
大比田海岸	福 井 県	人工リ-7 L=18.0m	人工リ-7 L=14.0m
松 原 海 岸	福 井 県	緩傾斜護岸 L=120.0m	緩傾斜護岸 L=60.0m
長須浜海岸	福 井 県	人工リ-7(暫定) L=30.0m	人工リ-7(暫定) L=40.0m
食 見 海 岸	福 井 県	突堤 L=102.0m	人工リ-7 L=100.0m
勢 浜 海 岸	福 井 県	人工リ-7(暫定) L=65.0m	人工リ-7(暫定) L=60.0m
大 浜 海 岸	福 井 県	人工リ-7 L=21.0m	人工リ-7L=12.0m養浜L=162m

(4) 溪流環境整備計画の策定

砂防事業を実施している地域は、これまで幾度となく土砂災害が発生し、また、発生するおそれのあるところで、砂防事業の実施により災害を防御している。

しかし一方では、これらの地域は景観がすぐれ、貴重な動植物等が存在している地域が多いことなどから、人々の憩いの場となっており、近年、これらの良好な自然を後世に残すことが求められている。

このようなニーズに応えるため、溪流および溪流周辺における自然環境・景観の保全と創造および溪流の利用等に配慮した溪流環境整備計画を学識経験者、地元有識者等の意見を聴きながら策定中であり、今後は、本計画を環境・景観上のガイドラインとして、砂防事業を推進していきたい。

第3節 自然とふれあえる場の確保

1 自然公園等の整備

(1) 自然公園内の施設等の整備・管理

自然公園は、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その健全な利用を増進することを目的としている。特に、近年、余暇時間が増大する中で、人々の自然志向が高まり、自然公園施設へのニーズが多様化している。このため、より快適で質の高い施設の整備に努めている。

(表3-2-7)

表3-2-7 自然公園の施設整備の状況（平成8年度実施分）

公 園 名	場 所（施 設 名）	整 備 施 設
白 山 国 立 公 園	大野市上打波（小池野営場）	オートキャンプ場 車道、歩道
越前加賀海岸 国 定 公 園	三国町崎～安島（東尋坊野営場） 三国町・芦原町（中部北陸自然歩道） 福井市鮎川町（鮎川園地）	管理棟、車道、歩道 歩道、公衆トイレ 四阿、園地整備
若 狭 湾 国 定 公 園	美浜町和田（和田園地）	四阿、駐車場
奥 越 高 原 県立自然公園	大野市西勝原（勝原駐車場） 和泉村角野（鷲鞍岳登山道）	公衆トイレ 歩道、展望台

さらに、三方海中公園地区の三方町食見地区においては、海の利用とふれあいの拠点施設・マリナーパーク（仮称）の建設が計画されている（平成11年度、開館予定）。この施設では、シュノーケルを用いた海中観察会、磯の生物の観察会、海に関する各種の研修会等を開催することとしているが、平成8年度においては建物の基本設計を行った。また、自然公園の景観維持については、昭和59年度から平成2年度にかけて、本県の代表的な景勝地である越前海岸の道路沿線の約30か所で、修景や路傍園地等の整備を行った。

（2）滞在型の拠点施設の整備

恵まれた自然の中で家族やグループで、ゆっくりと自然にふれあえる施設として、和泉村に朝日前坂家族旅行村（昭和62年度）、名田庄村に八ヶ峰家族旅行村（平成2年度）、大飯町にふるさと海浜公園（平成5年度）が整備されている。

また、平成5年度より（財）国民休暇村協会、福井県、三国町が一体となって宿泊施設、野営場、園地等の整備を行い、平成9年7月に「休暇村 越前三国」として開村した。

さらに、大野市の小池野営場は、既存の施設が老朽化したため、平成8年度に施設をリニューアルするとともに、新たにオートキャンプ場を整備した。

2 森林や水辺等とのふれあい

（1）「水辺の楽校プロジェクト」の推進

現代の子供たちは、屋外や集団で遊ばない傾向にあり、このことが自然体験、生活体験の不足となっている。

そこで、自然環境あふれる安全な水辺の創出と、子供たちの水辺の遊びを支える地域連携体制の構築を図ることを目的に、水辺に近づく護岸等の整備を進めている。平成9年度の実施河川は次のとおりである。

大塚川

「水辺の楽校プロジェクト」に登録されている福井市が、地域の有識者、自治会、ボランティア団体、河川管理者等で構成する「大塚川水辺の楽校推進協議会」を設置し、「大塚川水辺の楽校基本計画」を策定中である。

魚見川（上流）

河床の掘削により流下能力の確保を図るとともに、現況の生態系を復元し、魚介類の生息を促進するため多自然型川づくりを進めるとともに、近くの小学校と連携し、子どもたちが水辺に近づき自然を体験できるような階段や広場の整備を行う。

(2) 里地・里山等の二次的自然の保全

山村の過疎化に伴う生産活動の低迷によって森林の管理が手薄になっていく反面、レクリエーションや違法な行為を目的とした森林への入り込みが多くなっており、それに伴うトラブルが増加している。

このため、地域住民等を含め地域が一体となった森林保全活動が不可欠となっており、県と市町村はパトロール等により保全活動を展開、支援していく。

また、森林の転用・開発に当たって、林地開発許可や保安林制度等の手続きが必要なものについては、森林の持つ公益的な機能と周辺の自然環境に配慮したものに指向するよう指導し、里地・里山等の二次的自然の保全を図る。

(3) 溪流の整備

溪流は、その水が人々の日常生活に利用されているばかりでなく、多種多様な生物の生息の場でもあり、潤いとやすらぎのあるせせらぎ空間を創出する源にもなっている。

そこで、このような溪流を軸とした潤いのある豊かな生活環境を創出し、中山間地域の活性化に寄与するため、溪流が元来持っている機能の復元を図り、生き物が活発に活動できる場、人が気軽に溪流にふれあうことのできる場を溪流と一体的に整備する「いきいきさわやか溪流整備事業」や、樹林帯の土砂災害防止機能を利用しながら同時に良好な自然環境を創出する砂防樹林帯を整備する「緑の砂防ゾーン創出事業」を実施している。

《平成9年度の事例》

いきいきさわやか溪流整備事業：横住川、赤谷川、三味線川

緑の砂防ゾーン創出事業：常宮川（図3-2-8）、河内川、北谷川

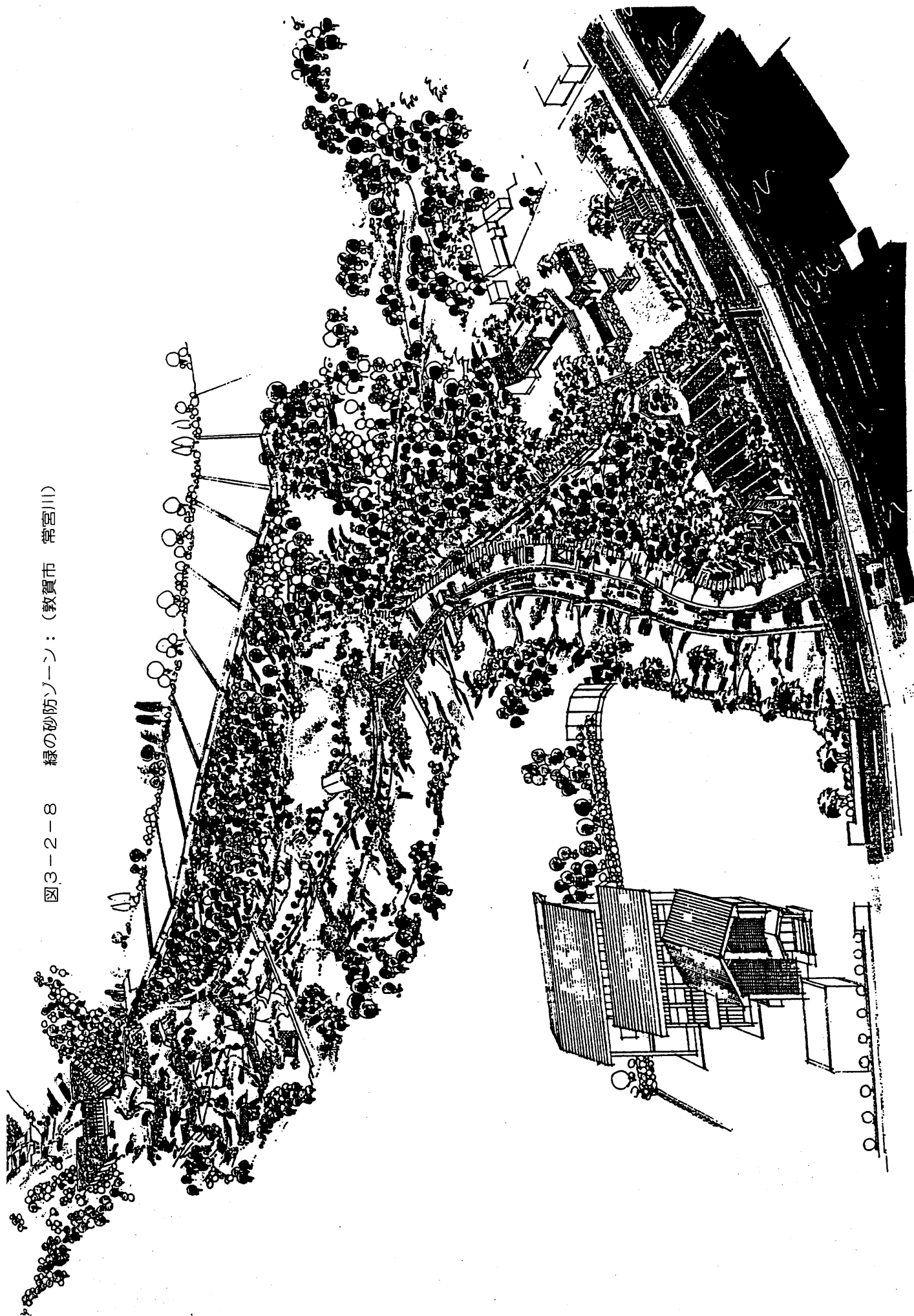
(4) 景観等に配慮した防災林機能と保健機能を発揮する森林整備

都市周辺における山麓部等の森林は、一旦山地災害が発生すると甚大な被害を及ぼす危険性が高い。また、その反面、都市等の良好な生活環境の形成に重要な役割を果たしている。

このため、都市周辺の中でも特に重要となる森林について、災害発生時の避難地としての防災広場等の整備や、環境に配慮した緑豊かな潤いのある防災林の整備を図る。

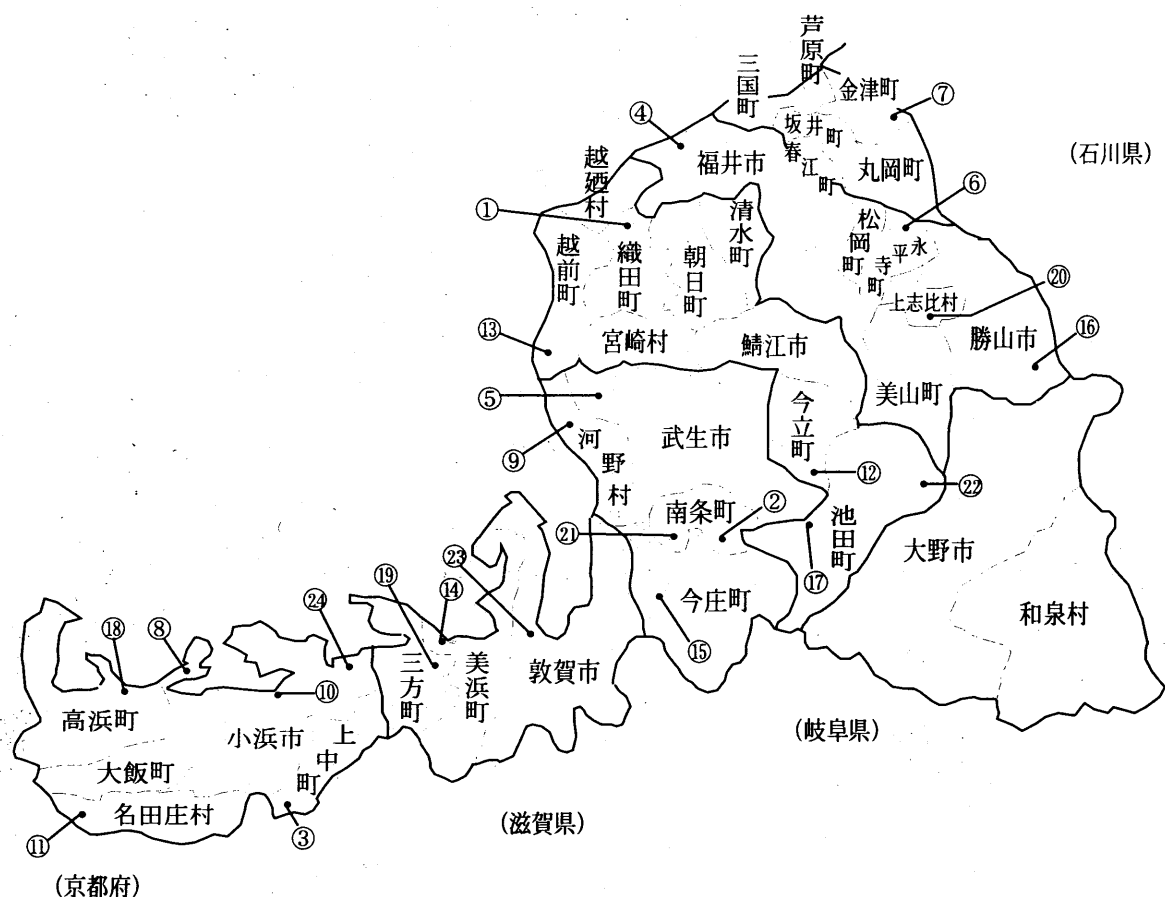
また、近年の都市化の進展等に伴い日常の生活圏から緑が失われつつあり、生活環境も悪化してきていることから、居住環境の快適性や安全性の確保が問題となってきている。

図3-2-8 緑の砂防ゾーン：(敦賀市 常宮川)



このため、都市・集落周辺の森林等について、防災機能の高度発揮と緑豊かな生活環境の形成、およびレクリエーションや自然とのふれあいの場として、県内各地に「生活環境保全林」の整備を図る。(図3-2-9)

図3-2-9 生活環境保全林整備事業・多目的保安林総合整備事業



番号	名 称	所 在 地	番号	名 称	所 在 地
①	県民憩いの森(生環)	織田町三崎	⑬	城山(多目的)	越前町厨
②	杣山史跡森林公園(生環)	南条町阿久和	⑭	久々子(多目的)	美浜町久々子
③	若狭森林公園河内の森(生環)	上中町河内	⑮	藤倉(多目的)	今庄町今庄
④	国見岳森林公園(生環)	福井市奥平	⑯	弁ヶ滝(生環)	勝山市平泉寺町
⑤	みどりと自然の村(生環)	武生市安養寺	⑰	筵敷(多目的)	池田町西角間
⑥	浄法寺山青少年旅行村(生環)	永平寺町浄法寺	⑱	蘭部(多目的)	高浜町蘭部
⑦	刈安山森林自然公園(生環)	金津町清滝	⑲	三方(生環)	三方町三方
⑧	大島マウントパーク(生環)	大飯町大島	⑳	吉峰(生環)	上志比村吉峰
⑨	矢良巣岳森林公園(生環)	河野村今泉	㉑	関ヶ鼻(生環)	南条町関ヶ鼻
⑩	青井(生環)	小浜市青井	㉒	部子山(生環)	池田町水海
⑪	榎谷(生環)	名田庄村榎谷	㉓	杳見(生環)	敦賀市杳見
⑫	ハッ杉自然公園(生環)	今立町別印	㉔	宮川-内外海(生環)	小浜市本保

(資料：森林整備課)

(5) 自然とのふれあいの促進

近年、すぐれた自然に親しむ各種のイベントが県内各地で活発に行われるようになっているが、平成8年度に県が主催して実施した主な行事は、表3-2-10のとおりである。

表3-2-10 すぐれた自然に親しむイベント（平成8年度）

行 事 名	場 所	日 程	内 容
マリン・セミナー(海中公園自然観察会)	三 方 町	8/30～31	シュノーケリングで海の自然を楽しむ
全国自然歩道を歩こう大会	織 田 町	10/25	全国の自然や文化に恵まれた自然歩道を歩く
自然に親しむ運動	各 市 町 村	7/21～8/20	自然環境の保護と利用につき国民の理解を深める
自然とふれあうみどりの日の集い	各 市 町 村	4/23～29	「みどりの日」を記念し自然の恩恵に感謝する
自然観察会	各 市 町 村	年6回	福井のすぐれた自然に親しむ(動植物等の観察)
自然観察ウォーク	各 市 町 村	年2回	〃 (自然の風景を巡る)
愛鳥教室	自然保護センター	1/26	セラミックで作る野鳥
天体観望会	自然保護センター	年60回	
プラネタリウム投影	自然保護センター	年229回	
天文教室	自然保護センター	年2回	天体観察の方法を指導・普及する
特別天体観望会	自然保護センター	6回	ハールボップ彗星を見よう 等
夏の特別企画	自然保護センター	年3回	昆虫教室 植物標本教室 夜の動物を観よう

(6) ナチュラリストおよびナチュラリストリーダーの養成

県では、自然とのふれあいを促進し、自然保護思想の普及を図ることを目的として、平成2年度よりナチュラリスト養成事業を推進している。

ア ナチュラリストの登録

平成8年度末の登録者数は4,243名で、そのうち71名が観察会の指導員として活動するナチュラリストリーダーに、また、23名がサブリーダーに登録されている。

イ ナチュラリストリーダーの養成

平成8年度はナチュラリストリーダーの養成講習会を年2回実施するとともに、4名の県外派遣研修を行なった。

ウ 普及誌「森遊」(18号～20号)の発行